

ぐんまこどもの国児童会館の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和元年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	太田市長手町480番地
設置年月日	平成2年10月20日
敷地面積	2,081.16 m ²
主な施設・建物	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 延べ床面積4,150.41 m ²

(2) 施設の設置目的

児童の健全な育成を図るため、県下の児童健全育成の活動拠点として児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（大型児童館）を、「ぐんまこどもの国（県立金山総合公園）」内の中核屋内施設として設置する。

(3) 指定管理者制度活用の目的

県内唯一の大型児童館であり、県下児童館及び児童健全育成活動のセンターとしての役割を担い、児童、子育て家庭、子育てに係る地域活動団体などへ幅広く支援を行い、本県の児童健全育成には必要不可欠であることから県が設置しているが、管理運営については、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、管理運営経費の効果的な執行を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（令和2年4月～令和7年3月）

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

〔理由：プラネタリウム観覧料は、中学生以下は無料であり、また、会議室等の利用料についても減免となる利用が多いため。〕

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

770,024千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む5年間の総額）

(7) 施設の管理運営方針

当児童会館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設(大型児童館)であり、児童に質の高い遊びの場を提供する機能、児童の科学館・文化館としての機能、地域の児童館の運営を支援する機能、児童健全育成の環境づくりを行う機能などを備えた群馬県における児童健全育成の”総合センター”としての役割を持つ施設として設置したものであり、指定管理者は、次の事項に留意し管理運営を実施するものとする。

- ア 児童会館の目的、機能及び法的位置付けに基づいた管理運営を行うこと。
- イ 利用者への平等、公平なサービスの提供を行うこと。
- ウ 事業計画書等に基づき適正かつ効率的な管理運営を行うこと。
- エ 利用者の安全確保と事故防止に努めること。
- オ 隣接する県立金山総合公園など周辺施設との連携・協力を図ること。
- カ 県と密接な連携を図るとともに、県が行う施策に対し積極的に協力すること。
- キ 関係する法令等を遵守すること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲(業務内容、要求水準、成果目標等)

ア 業務内容

- (ア) 児童の健全な育成を促進するための展示会、発表会、講演会、研修会等に関する業務
- (イ) 児童の健全な育成に関する調査及び研究、相談並びに情報の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 地域の児童厚生施設等の運営及び児童の健全な育成に携わる者の組織化に関する支援及び指導に関する業務
- (エ) 上記(ア)～(ウ)に掲げるもののほか、児童会館の設置の目的を達成するために必要な業務
- (オ) 児童会館の施設(研修室・多目的ホール)及び附属設備(以下、「有料施設等」という。)の使用の承認に等に関する業務
- (カ) 有料施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- (キ) 児童会館の休館日の変更等に関する業務
- (ク) 児童会館の開館時間の変更に関する業務
- (ケ) 児童会館の施設及び維持管理に関する業務
- (コ) その他、児童会館の管理に関する業務のうち、知事が別に定める業務

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

- ・施設利用者数 年間 33万人（前5か年度平均）
- ・プラネタリウム利用者数 年間 4万3千人（前5か年度平均）
- ・移動児童館参加者数 年間 4,800人（前5か年度平均）

その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から7名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和元年	6月
選定委員会の設置		6月
募集期間		7月～8月
応募状況の県議会への報告		9月
審査の実施		9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）		11月
指定、協定の締結、引継	令和2年	1月～3月
指定管理期間開始		4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

（公財）群馬県児童健全育成事業団

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成29年度（2017年度）実績 収入 152,486千円

支出 153,630千円

(3) 施設利用の実績

平成29年度（2017年度）実績 施設利用者数 315,031人